一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十九号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第四条第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十三年十月十七日

国土交通大臣　前田　武志

鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の利率を定める件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第四条第三項の規定に基づき、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）の利率を次のように定める。

特別債券の利率は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。

一　特別債券の発行の日から起算して十年間　年二・五パーセント

二　特別債券の発行の日から起算して十年を経過した日以後　北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める利率

イ　R1－R2≦0の場合　R＝2.5

ロ　R1－R2＞0かつA－B×((R1－R2)／100)≦0の場合　R＝0

ハ　R1－R2＞0かつA－B×((R1－R2)／100)＞0の場合　R＝(A－B×((R1－R2)／100))／C×100

これらの式において、R、R1、R2、A、B及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　特別債券の年利率（その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）（パーセント）

R1　特別債券の各年ごとの利払いの回数をxとした場合における、利払日から起算して過去12／x月間に行われた利付国庫債券（十年）の各回の入札における応募者利回り（償還金額に表面利率を乗じたものに、償還金額から募入平均価格を減じたものを発行の日から償還の日までの年数で除したものを加え、募入平均価格で除したものに百を乗じて得た率（パーセント）をいう。以下同じ。）の平均値

R2　特別債券の発行日の直前に行われた利付国庫債券（十年）の入札における応募者利回り

A　特別債券の額面金額に前号に定める利率を乗じた額

B　北海道旅客鉄道株式会社にあっては六、八二二億円、四国旅客鉄道株式会社にあっては二、〇八二億円

C　特別債券の額面金額

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千四十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十七日

国土交通大臣　前田　武志

附則第三項の表二の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に、同表三のロの項利率欄中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に、同表四の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二百十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　音戸灯台
位置
所在地　広島県呉市（三軒屋ノ鼻）
北緯　三四－一一－五七
東経　一三二－三二－一二
変更した事項
光度　四、三〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年八月二十九日
名称　西郷港沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県西郷港（沖防波堤東端）
北緯　三六－一二－〇六
東経　一三三－二〇－〇五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十三年八月二十九日
名称　安芸船害岩灯標
位置
所在地　鹿島三角点（広島県呉市）の東北東方約三・一キロメートル
北緯　三四－〇四－二一
東経　一三二－三三－四八
変更した事項
位置
所在地　鹿島三角点（広島県呉市）の東北東方約三・一キロメートル
北緯　三四－〇四－二〇
東経　一三二－三三－四七
記事　補正
名称　安芸狙岩灯標
位置
所在地　三ツ石灯台（広島県呉市）の西北西方約二・三キロメートル
北緯　三四－〇二－二二
東経　一三二－三一－五九
記事　補正
名称　安芸狙岩灯標
位置
所在地　三ツ石灯台（広島県呉市）の西北西方約二・三キロメートル
北緯　三四－〇二－二一
東経　一三二－三一－五九
変更した事項
位置
所在地　三ツ石灯台（広島県呉市）の西北西方約二・三キロメートル
北緯　三四－〇二－二二
東経　一三二－三一－五九

○海上保安庁告示第二百十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　脇本港防波堤灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（脇本港防波堤外端）
北緯　三九－五四－〇三
東経　一三九－五三－三九